

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊都城駐屯地
第373会計隊長 池田 創平

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6HFS1UJ00080		6SWH1A73005 0001					
品名 または 件名							
A：本部隊舎乗用エレベーター保守点検 B：駐屯地倉庫荷物用エレベーター保守点検 C： 2 9 1 号隊舎乗用エレベーター保守点検							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST			A			
納地または工事場所			引 渡 場 所				
都城駐屯地			管理科営繕班				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
坂崎技官（3 1 9）			令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

仕様書及び入札心得等については、第373会計隊契約班及び西部方面会計隊ホームページに掲載する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない
入札日時場所：令和8年2月20日（金）11時00分 会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：グループ別総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中の者でないこと。
- エ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- カ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- キ 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」でD等級以上に格付けされている者であること。

(2) 公告の掲示場所

陸上自衛隊都城駐屯地、陸上自衛隊えびの駐屯地、陸上自衛隊国分駐屯地、都城商工会議所及び西部方面会計隊ホームページ

<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/index.htm>

(3) 落札決定方法

グループ別総額決定（当該所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。）

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

本入札に係る落札は、令和8年度予算が成立することを条件とする。

(5) 入札の無効

- ア 第2項に示す競争入札に参加する者に、必要な資格のない者が行った入札
- イ 入札金額を訂正してある入札、及び入札書の記載事項及び押印が不鮮明なもの
- ウ その他入札に関する条件に違反した入札
- エ 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合
- オ 入札書を受領していない者の入札

(6) その他

- ア 特に示された場合を除き落札決定後、遅滞なく契約書を作成する。
- イ 適用する契約条項
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」
「部分払に関する特約条項」
- ウ 入札に関する委任等を受けた者は、入札前に委任状を提出すること。
- エ 郵送による入札は認めるが令和8年2月19日（木）17時までに必着するように郵送すること。（電話・電報及びFAXは認めない。）
- オ 入札書については、都城駐屯地会計隊契約班にて配布する。なお、受領が難しい場合はFAXにて送付する。
- カ 市場調査価格（積算内訳を含む）を令和8年2月16日（月）までに提出すること。（任意ではありますが、ご協力願います。）
- キ 入札日当日（郵便入札があった場合）に不調となり再度入札を行う場合は、別示とする。なお、再度入札を執行する場合は、初度入札者にその旨を通知する。
- ク 入札日当日会計隊入札室の入室時間については、10時50分からとする。

(7) 入札に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊都城駐屯地 第373会計隊 契約班 担当：梅ヶ谷
TEL(0986)23-3944（内線341）
FAX(0986)23-0832

(8) 仕様書に関する問い合わせ先

陸上自衛隊都城駐屯地管理科営繕班 担当：坂崎（内線319）

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		6HFS1UJ00080																	
NO	調達要求番号		物品番号		品 名		単 価	金 額	銘 柄		納 地		指定						
									使用期限等		引 渡 場 所			検査					
											搬 入 場 所								
									グループ		納 期				包装				
1	6SWH1A73005	0001			ST	1.00				都城駐屯地									
	本部隊舎乗用エレベーター保守点検								管理科営繕班										
	仕様書のとおり								坂崎技官（319）										
									A	令和8年4月1日～令和9年3月31日									
2	6SWH1A73006	0001			ST	1.00				都城駐屯地									
	駐屯地倉庫荷物用エレベーター保守点検								管理科営繕班										
	仕様書のとおり								坂崎技官（319）										
									B	令和8年4月1日～令和9年3月31日									
3	6SWH1A73007	0001			ST	1.00				都城駐屯地									
	291号隊舎乗用エレベーター保守点検								管理科営繕班										
	仕様書のとおり								坂崎技官（319）										
									C	令和8年4月1日～令和9年3月31日									
					- 以下 余 白 -														

本部隊舎乗用エレベーター保守点検

件名	本部隊舎乗用エレベーター保守点検					図面No.	1/3
図名	表紙					縮尺	—
業務隊長	管理科長	営繕班長	電気係長	工事企画	管財	作成者	
				1/1			
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊						令和8年2月4日	

仕 様 書

1 件 名

本部隊舎乗用エレベーター保守点検

2 場 所

宮崎県都城市久保原町1街区12号 陸上自衛隊都城駐屯地 本部隊舎

3 概 要

- 乗用エレベーター（8停止）の保守及び点検（フルメンテナンス契約） 3台
- 期 間：令和8年4月1日～令和9年3月31日
（遠隔による点検月に1回、現地による点検3ヶ月に1回）

4 機器名

(1)	機器名	インバーター制御ロープ式エレベーター（MRレス）
	製造会社 型式	東芝エレベータ（株） SP11-CO90
	設置年月日	令和4年4月28日（新設）
	用 途	交流乗用（速度90m/min・積載重量750kg（11人））、8停止
	付加仕様	停電時自動着床装置（自動復旧運転機能）、地震時管制運転装置、戸開走行保護装置
	付加装置	火災時管制運転装置、オートアナウンス、トスビームドアセンサー
	基数	2基
	その他	遮煙乗場ドア、直接通話機能
(2)	機器名	インバーター制御ロープ式エレベーター（MRレス）
	製造会社 型式	東芝エレベータ（株） SP15-CO90（車いす仕様）
	設置年月日	令和4年4月28日（新設）
	用 途	交流乗用（速度90m/min・積載重量1,000kg（15人））8停止
	付加仕様	停電時自動着床装置（自動復旧運転機能）、地震時管制運転装置、戸開走行保護装置
	付加装置	火災時管制運転装置、オートアナウンス、トスビームドアセンサー
	基数	1基
	その他	遮煙乗場ドア、直接通話機能

5 一般共通事項

- 本役務は、本仕様書、建築保全業務共通仕様書（令和5年度版）及び関係諸法規に従い適切に実施するものとする。
- 本役務実施に際し疑義を生じた場合は、係官と協議しその指示に従うものとする。
- 本役務実施に際し、エレベーター本体に損傷を与えないよう十分注意するものとし、万一損傷を与えた場合は、受注者の責任において速やかに原形復旧するものとする。
- 作業等終了後、点検結果報告書を1部係官に提出するものとする。
- 本役務の写真はカラーとし、主要な作業段階毎及び係官の指示する箇所を撮影し、A4版に整理の上、1部係官に提出するものとする。
- 本役務に際し、係官が指示した書類は速やかに作成し提出するものとする。

6 特記事項

- 法定検査は、昇降機等検査員の資格者証を交付された者が行うものとする。
- 点検は、次項「7 エレベーター保守点検項目等」を実施するものとし、細部については製造所の指定によるものとする。
- 故障及び不具合が発生した場合は、その修理のために直ちに技術員を派遣するものとする。
- 本役務で使用する部品、消耗品等は製造所指定のものを使用するものとする。保守点検に当たっての部品及び消耗品等の取替及び修理作業は、受注者の負担とし、項目については建築保全業務共通仕様書（令和5年度版）表7. 2. 2「ロープ式、フルメンテナンス契約」によるものとする。ただし、次の項目については除外する。

- 意匠部品（乗かご、三法枠、かご床タイル、敷居、操作盤、戸、その他）の塗装メッキ直し、修理及び部品の取替
 - 巻上機、電動機、制御盤等の機器本体の交換
 - 修理又は取替の装置、機器の搬出入に必要な建築関係の工事
 - 昇降路周壁及び建屋部分の改修
 - 諸法規の改正又は管公署の命令及び指導により、現状の使用変更や改造等が生じた場合の工事
 - 利用者側の不注意、不適當の使用、管理により発生する補修又は取替
 - 地震等天災事変、その他の不可抗力により生じた機器類の修理
- (5) 遠隔監視装置は、受注者が設置するものとし、監視に必要な機器・電話料金等については、受注者の負担とする。
- (6) 上記(4)カ項においての使用者側が負担する補修等は、係官と協議の上、別途見積り等を提出し処置するものとする。
- (7) 点検実施に際しては、点検日の年間予定表を1部係官に提出し、係官の承認を受けるものとする。また、日程の変更がある場合は1週間前までに係官へ連絡し、係官の承認を受けるものとする。
- (8) 毎月の保守点検に加え、法定検査（建築基準法）に準ずる定期検査を年度内に1回実施するものとする。
- (9) 地震災害等で昇降機が停止した場合、直ちに遠隔にてエレベーター本体及び昇降路等の状態の確認を実施するとともに、運行に支障がない場合は遅滞無く仮復旧作業を遠隔にて実施し、エレベーターが稼働可能な状態とすること。エレベーターの安全な運行に支障があると認められる場合は、速やかに係官にその旨を伝え、必要に応じ当該エレベーターの製造業者にその旨を伝えるものとする。また、かご内閉じ込め故障時には、かご内と受注者との間で直接通話できるものとする。

7 エレベーター保守点検項目等

(1) 遠隔監視項目（常時）

異常監視		管制運転監視	
1	閉じ込め	1	地震時管制運転
2	機能不能	2	火災時管制運転
3	電源異常	3	停電時自動着床運転
4	制御装置異常		
5	遠隔監視装置異常		

(2) 遠隔点検項目（毎月1回：計12回）

点 検 内 容	
1	制御盤付近の温度
2	電動機動作状態
3	ブレーキ動作状態
4	制御機器動作状態
5	かご走行状態
6	着床状態
7	呼びボタン動作状態
8	戸開閉状態
9	戸開閉速度状態
10	戸閉め安全装置動作状態
11	かご戸スイッチ動作状態
12	のりば戸スイッチ動作状態
13	インターホン（トスコール）動作状態
14	かご内照明点灯状態
15	かご内停電灯動作状態
16	荷重検出装置動作状態
17	昇降路リミットスイッチ動作状態
18	安全スイッチ動作状態
19	ピット環境

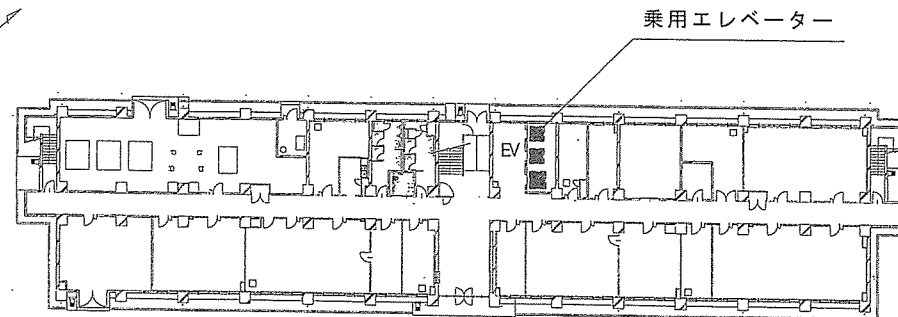
件 名	本部隊舎乗用エレベーター保守点検	図面No.	2/3
図 名	仕 様 書 ①	縮 尺	
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊			令和8年2月4日

(3) 現場点検項目（3ヶ月に1回：計4回）

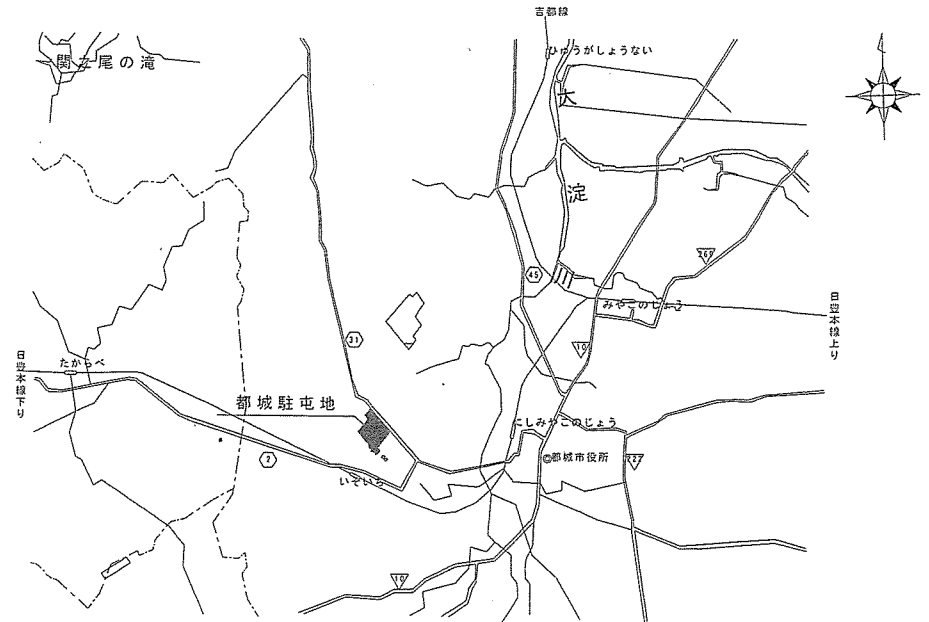
部位・装置	点検内容	部位・装置	点検内容
運転状態	戸開閉状態	昇降路用品	昇降路状態
	戸閉め安全装置の動作状態		リミットスイッチの動作状態
	走行状態		メインロープの状態
	かごの走行状態		調速機ロープ状態
かご	かごの着床状態		各シーブの状態
	呼び応答状態		ガイドレールの状態
	かご室		テールコードの状態
	かご室内意匠の状態		コンペン装置（チェーン・ロープ）の状態
	外部連絡装置の機能	つり合いおもり	つり合いおもりの状態
	停電灯の動作状態		つり合いおもりガイドシューの状態
	かご室内操作盤の状態	ビット	ビット状態
	かご室照明の状態		緩衝機の状態
	かご室ファンの動作状態		調速機テンショナーの状態
	かご戸	制御盤	制御盤状態
	かご戸の状態		基板・継電器などの動作状態
	かご戸シルの状態	巻上機	巻上機の動作状態
かご機器	かご戸スイッチの動作状態		各シーブの状態
	ドア開閉装置の動作状態	ブレーキ	ブレーキの動作状態
	ドア制御装置の状態		ブレーキ手動開放装置の動作状態
	かご上の状態	調速機	調速機の動作状態
	ガイドシュー（ローラー）の動作状態		
	着床スイッチの動作状態		
	かご非常止め装置の状態		
出入口	荷重検出装置の動作状態		
	各シーブの状態		
	乗り場		
	乗り場操作盤動作状態		
	乗り場戸		
	乗り場戸の状態		
	乗り場戸シルの状態		
	乗り場戸係合装置の状態		
	インターロック装置の状態		
	乗り場戸のスイッチの動作状態		

8 検査

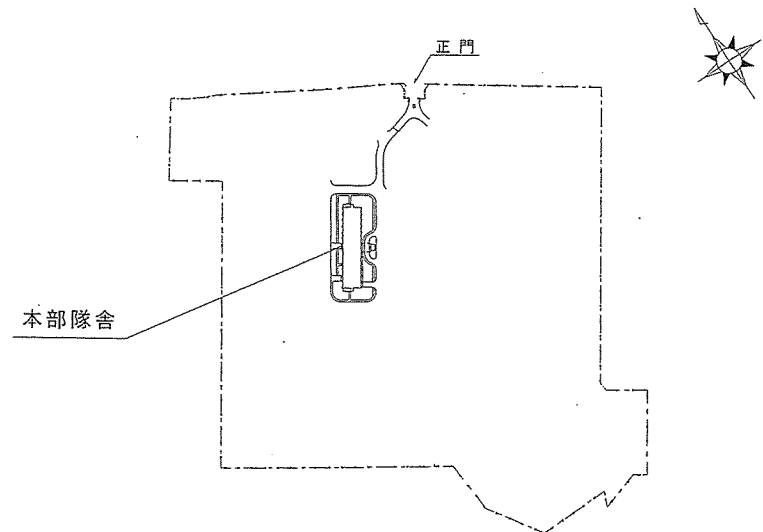
点検完了後、係官立会のうえ、役務完了検査を実施する。



本部隊舎 S=1/500



案内図 No Scale



配置図 No Scale

件名	本部隊舎乗用エレベーター保守点検	図面No.	3/3
図名	仕様書②、案内図、配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊		令和8年2月4日	

駐屯地倉庫 荷物用エレベーター保守点検

件 名	駐屯地倉庫荷物用エレベーター保守点検					図面No.	1/3
図 名	表 紙					縮 尺	—
業務隊長	管理科長	営繕班長	電気係長	工事企画	管 財	作成者	
							
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊						令和8年2月4日	

仕 様 書

- 1 件 名
駐屯地倉庫荷物用エレベーター保守点検
- 2 場 所
宮崎県都城市久保原町1街区12号 陸上自衛隊都城駐屯地駐屯地倉庫
- 3 概 要
荷物用エレベーター（2停止）の保守及び点検（フルメンテナンス） 1台

機器名	インバーター制御ロープ式エレベーター
製造会社 型式	フジテック（株） F-（2000）-2S45-2T
設置日	平成24年6月29日（新設）
用 途	荷物用（速度45m/min・積載重量2,000kg未満）
その他	2停止・停電時自動着床装置付・地震、火災、冠水管制運転付

- 5 一般共通事項
- (1) 本役務は、本仕様書、建築保全業務共通仕様書及び関係諸法規に従い適切に実施するものとする。
- (2) 本役務実施に際し疑義を生じた場合は、係官と協議しその指示に従うものとする。
- (3) 本役務実施に際し、エレベーター本体に損傷を与えないよう十分注意するものとし、万一損傷を与えた場合は、受注者の責任において速やかに原形復旧するものとする。
- (4) 作業終了後、点検報告書を1部係官に提出するものとする。
- (5) 本役務の写真はカラーとし、主要な作業段階毎及び係官の指示する箇所を撮影し、A4版に整理の上、1部係官に提出するものとする。
- (6) 本役務に際し、係官が指示した書類は速やかに作成し提出するものとする。

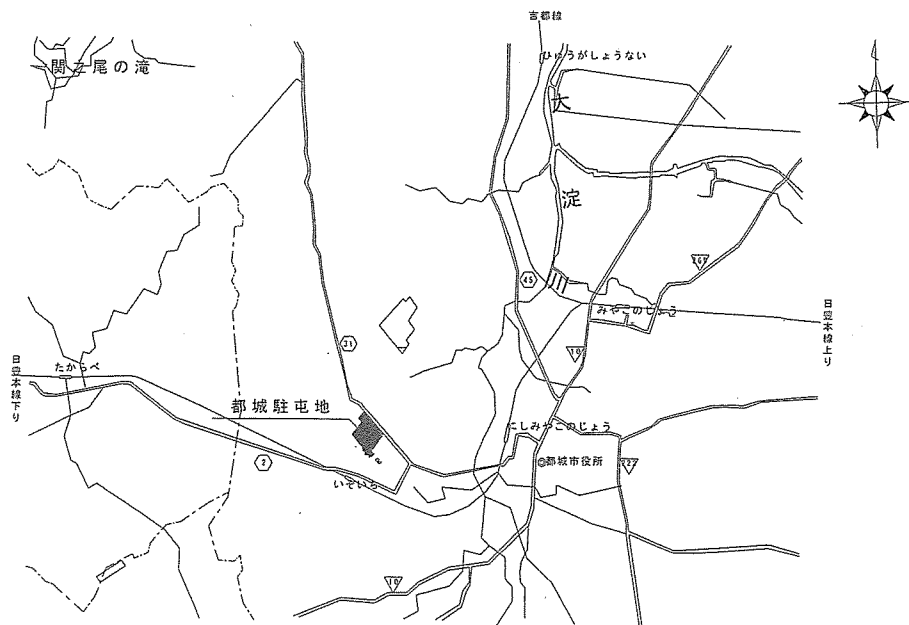
- 6 特記事項
- (1) 点検は、昇降機等検査員の資格者証を交付された者が行うものとする。
- (2) 点検は、次項「7 エレベーター保守点検項目」を実施するものとし、細部については製造所の指定によるものとする。
- (3) 故障及び不具合が発生した場合は、その修理のために直ちに技術員を派遣するものとする。
- (4) 保守点検に当たっての部品及び消耗品等の取替及び修理作業は、受注者の負担とする。ただし、次の項目については除外する。
ア 意匠部品（乗かご、三法枠、かご床タイル、敷居、操作盤、戸、その他）の塗装メッキ直し、修理及び部品の取替
イ 巻上機、電動機、制御盤等の機器本体の交換
ウ 修理又は取替の装置、機器の搬出入に必要な建築関係の工事
エ 昇降路周壁及び建屋部分の改修
オ 諸法規の改正又は管公署の命令及び指導により、現状の使用変更や改造等が生じた場合の工事
カ 利用者側の不注意、不適當の使用、管理により発生する補修又は取替
キ 地震等天災事変、その他の不可抗力により生じた機器類の修理
- (5) 上記(4)カ項においての使用者側が負担する補修等は、係官と協議の上、別途見積り等を提出し処置するものとする。
- (6) 点検は、毎月月末までに実施するものとする。実施に際しては、点検日の年間予定表を1部係官に提出し、係官の承認を受けるものとする。また、日程の変更がある場合は1週間前までに係官へ連絡し、係官の承認を受けるものとする。
- (7) 意匠清掃は、定期的に実施するものとし、細部は係官と調整し実施するものとする。
- (8) 毎月の保守点検に加え、法定検査（建築基準法）に準ずる定期検査を年1回実施するものとする。

7 エレベーター保守点検項目

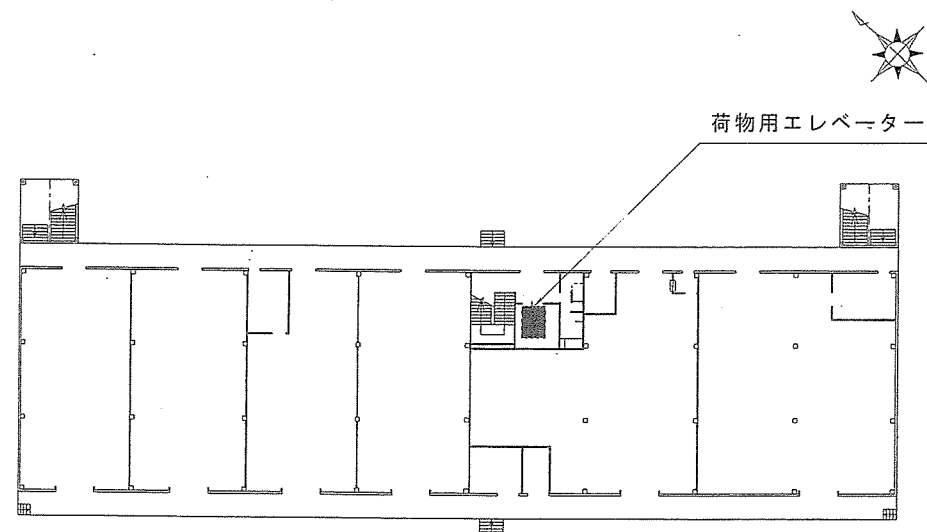
区 分	作業項目（装置名）等	区 分	作業項目（装置名）等
か ご	かごの運転状況	付加仕様	地震時管制運転装置
	外部への連絡装置		停電時管制運転装置
	停電灯装置		火災時管制運転装置
	内装・照明・ファン		冠水管制運転装置
	作業盤・表示ランプ		自動診断仮復旧機能
	かごドア・敷居		戸開走行保護装置
かご上	開閉装置・安全装置	意匠清掃 （定期）	
			三法枠
	かご上の環境状況		作業盤
	戸の開閉装置		戸・側板
	ガイドシュー・ローラー		敷居
	給油機（オイル）		戸閉め安全装置
乗 場	かご上機器		かご位置表示装置
			天井照明カバー
	戸の開閉状況		ピット内
	乗り場の戸・敷居		ほうき、ウエス及びハンディ
	ドアインターロックスイッチ		モップ等を使用しての清掃
	乗場ボタン・表示ランプ		
昇降機 ピット			
	昇降路・ピット内環境		
	かご・おもり吊り車		
	主・調速機ロープ		
	ガイドレール		
	つり合いおもり		
	リミットスイッチ		
	非常停止装置		
	移動ケーブル		
	テンションプーリ		
	緩衝器		
	かご下機器		

- 8 検 査
点検完了後、検査官立会のうえ、役務完了検査を実施する。

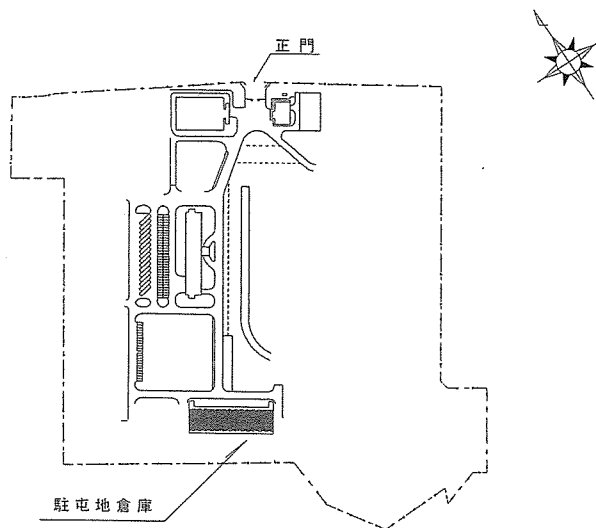
件 名	駐屯地倉庫荷物用エレベーター保守点検	図面No.	2/3
図 名	仕 様 書	縮 尺	—
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊		令和8年2月4日	



案内図 No Scale



駐屯地倉庫1F S=1/500



配置図 No Scale

件名	駐屯地倉庫荷物用エレベーター保守点検	図面No.	3/3
図名	案内図・配置図・平面図	縮尺	図示
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊		令和8年2月4日	

291号隊舎 乗用エレベーター保守点検

件名	291号隊舎乗用エレベーター保守点検					図面No.	1/3
図名	表紙					縮尺	—
業務隊長	管理科長	営繕班長	電気係長	工事企画	管財	作成者	
				後			
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊						令和8年2月4日	

仕 様 書

- 1 件 名
291号隊舎乗用エレベーター保守点検
- 2 場 所
宮崎県都城市久保原町1街区12号 陸上自衛隊都城駐屯地 291号隊舎
- 3 概 要
乗用エレベーター（6停止）の保守及び点検（フルメンテナンス） 1台

機器名	インバーター制御ロープ式エレベーター
製造会社 型式	日立製作所（株） P95-13-CO60
設置日	平成11年10月28日（新設）
用 途	交流乗用（速度60m/min・積載重量1,000kg未満）
その他	6停止・停電時自動着床装置付・地震、火災管制運転付

- 5 一般共通事項
- (1) 本役務は、本仕様書、建築保全業務共通仕様書及び関係諸法規に従い適切に実施するものとする。
- (2) 本役務実施に際し疑義を生じた場合は、係官と協議しその指示に従うものとする。
- (3) 本役務実施に際し、エレベーター本体に損傷を与えないよう十分注意するものとし、万一損傷を与えた場合は、受注者の責任において速やかに原形復旧するものとする。
- (4) 作業終了後、点検報告書を1部係官に提出するものとする。
- (5) 本役務の写真はカラーとし、主要な作業段階毎及び係官の指示する箇所を撮影し、A4版に整理の上、1部係官に提出するものとする。
- (6) 本役務に際し、係官が指示した書類は速やかに作成し提出するものとする。

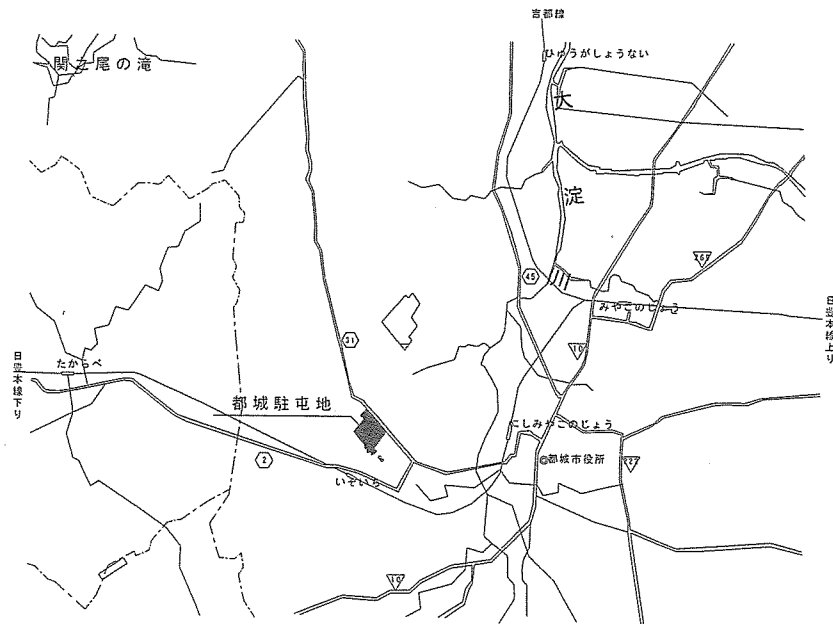
- 6 特記事項
- (1) 点検は、昇降機等検査員の資格者証を交付された者が行うものとする。
- (2) 点検は、次項「7 エレベーター保守点検項目」を実施するものとし、細部については製造所の指定によるものとする。
- (3) 故障及び不具合が発生した場合は、その修理のために直ちに技術員を派遣するものとする。
- (4) 保守点検に当たっての部品及び消耗品等の取替え及び修理作業は、受注者の負担とする。ただし、次の項目については除外する。
ア 意匠部品（乗かご、三法枠、かご床タイル、敷居、操作盤、戸、その他）の塗装メッキ直し、修理及び部品の取替え。
イ 巻上機、電動機、制御盤等の機器本体の交換
ウ 修理又は取替の装置、機器の搬出入に必要な建築関係の工事
エ 昇降路周壁及び建屋部分の改修
オ 諸法規の改正又は管公署の命令及び指導により、現状の使用変更や改造等が生じた場合の工事
カ 利用者側の不注意、不相当の使用、管理により発生する補修又は取替え。
キ 地震等天災事変、その他の不可抗力により生じた機器類の修理
- (5) 遠隔監視装置は、受注者が設置するものとする。
- (6) 上記(4)カ項においての使用者側が負担する補修等は、係官と協議の上、別途見積り等を提出し処置するものとする。
- (7) 点検は、毎月月末までに実施するものとし、実施に際しては、点検日の年間予定表を1部係官に提出し、係官の承認を受けるものとする。また、日程の変更がある場合は1週間前までに係官へ連絡し、係官の承認を受けるものとする。
- (8) 意匠清掃は、定期的に実施するものとし、細部は係官と調整し実施するものとする。
- (9) 毎月の保守点検の内、法定検査（建築基準法）に準ずる定期検査を年1回実施するものとする。

7 エレベーター保守点検項目

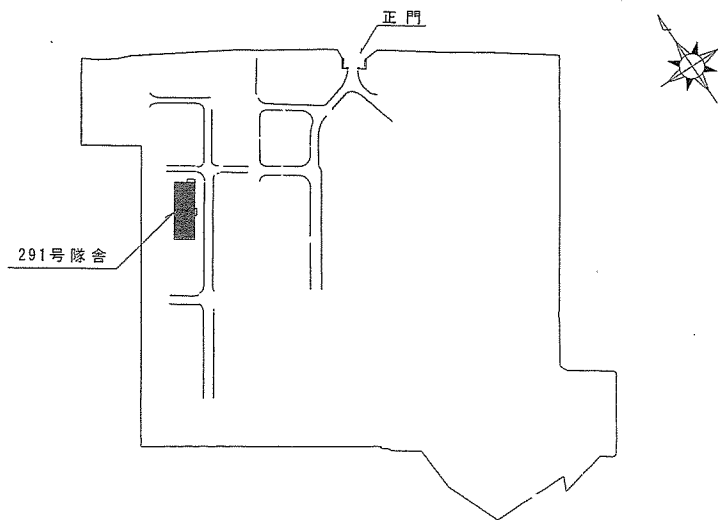
区 分	作業項目（装置名）等	区 分	作業項目（装置名）等
機械室	機械室環境状況	遠隔監視装置	故障自動通報システム
	受電盤・制御盤・信号盤	付加仕様	地震時管制運転装置
	電動機・巻上機		停電時管制運転装置
	ブレーキ		火災時管制運転装置
	調速機		
か ご	かごの運転状況	意匠清掃（定期）	三法枠
	外部への連絡装置		作業盤
	停電灯装置		戸・側板
	内装・照明・ファン		敷居
	作業盤・表示ランプ		戸閉め安全装置
	かごドア・敷居		かご位置表示装置
	開閉装置・安全装置		天井装置
かご上	かご上の環境状況		天井照明カバー
	戸の開閉装置		ピット内
	ガイドシュー・ローラー		ほうき、ウエス及びハンディ
	給油機（オイルー）		モップ等を使用しての清掃
	かご上機器		
乗 場	戸の開閉状況		
	乗り場の戸・敷居		
	ドアインターロックスイッチ		
	乗場ボタン・表示ランプ		
昇降機 ピット	昇降路・ピット内環境		
	かご・おもり吊り車		
	主・調速機ロープ		
	ガイドレール		
	つり合いおもり		
	リミットスイッチ		
	非常停止装置		
	移動ケーブル		
	テンションプーリ		
	緩衝器		
	かご下機器		

- 8 検 査
点検完了後、検査官立会のうえ、役務完了検査を実施する。

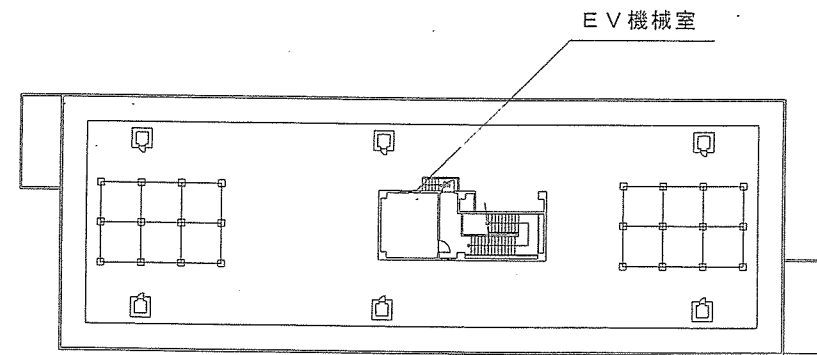
件 名	291号隊舎乗用エレベーター保守点検	図面No.	2/3
図 名	仕 様 書	縮 尺	—
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊		令和8年2月4日	



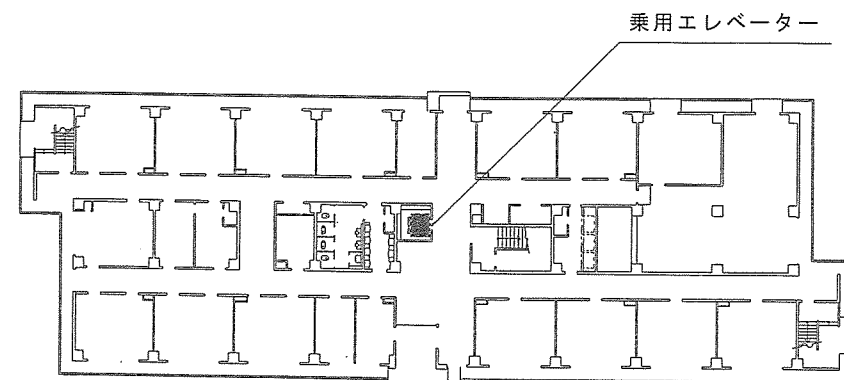
案内図 No Scale



配置図 No Scale



291号隊舎RF S=1/400



1F正面玄関

291号隊舎1F S=1/400

件名	291号隊舎乗用エレベーター保守点検	図面No.	3/3
図名	案内図・配置図・平面図	縮尺	図示
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊		令和8年2月4日	